

## 1 注意欠陥多動性障害について

注意欠陥多動性障害とは、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力又は衝動性・多動性を特徴とする障害であり、社会的な活動や学校生活を営む上で著しい困難を示す状態をいう。通常12歳になる前に現れ、その状態が継続するものであるとされる。原因としては、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定されている。

## 2 注意欠陥多動性障害のある子供の教育的ニーズ

### (1) 早期からの教育的対応の重要性

注意欠陥多動性障害のある子供は、気が散りやすく、じっとしていることが苦手だったり、忘れ物や紛失物が多かったりする傾向がある。そのため、周囲の大人から行動を強く規制されたり、注意や叱責を受けたりする場面が増え、投げやりな気持ちや無力感に陥る可能性が高い。そのため、自己肯定感が低下することがないように対応が重要である。注意や叱責をするよりも、望ましい行動を具体的に示したり、行動のよい面を見つけすぐに褒めたりすることが効果的である。

また、保護者が子供の状態をなかなか理解できず、どう関ればよいか分からず、厳しくしつけようとして反抗を助長することがないように、保護者が相談しやすい環境づくりを行い、保護者と関係者で気付きを共有し、具体的な療育方法や支援方法を伝える等の配慮が大切である。

### (2) 教育的ニーズを整理するための観点

#### ① 注意欠陥多動性障害の状態等の把握

注意欠陥多動性障害の場合、家庭や学校等二つ以上の状況において不注意や衝動性、多動性の特徴がみられることに留意する必要がある。学習や生活の様子を観察する際には、行動上の実態を把握することはもちろん、視覚や聴覚の情報処理の状況、言語能力や語彙量、注意の集中や持続、記憶の状況、不器用さ等のつまずきや困難さを把握する必要がある。さらに、つまずきや困難さを補うための得意な力や、興味や関心についても把握することが大切である。

注意欠陥多動性障害に対する支援は、できるだけ早期に対応することが望ましいが、症状は、学習障害や自閉症等の障害の状態や、環境との相互作用による愛着形成上の障害と類似していることも多く、判断には慎重である必要がある。標準的な個別式知能検査等を活用し、全般的な知的発達の遅れがないかどうかを確認する。

認定こども園・幼稚園・保育所、児童発達支援施設等の状況から、行動面の困難さにつながる可能性のある要因に早期に気付き、教育的ニーズの整理と必要な支援内容を検討すること、そして、それを就学先への移行時に引き継ぐことが大切である。

注意欠陥多動性障害の状態等の把握については、次のような事項の把握が必要である。

#### (7) 学習意欲や学習に対する取組の姿勢や態度、習慣

学習意欲や学習に対する取組の姿勢等について、学習の態度や習慣（着席行動、傾聴態度）が身に付いているか、理解力や集中力があるか、注意の持続に困難さがないか、必要のない場面で離席することがないか、学習用具の整理・整頓ができていないか等を把握する。

#### (イ) 社会性

ルールを守って遊びや活動に参加できるか、状況に応じた行動調整に困難さがないか、相手の気持ちを想像した適切な表現方法が身に付いているか等を把握する。

#### (ロ) 自己理解の状況

子供の障害の受容や理解の程度については、得意なことや苦手なことについての認識、できないことに関しての悩み、改善・克服しようとする意欲等を把握する必要がある。発達段階を考慮しながら子供の気持ちに寄り添って進めていくことに留意することが大切である。

#### ② 注意欠陥多動性障害のある子供に対する特別な指導内容

注意集中の持続に関しては、注目すべき箇所を色分けしたり、手で触れる等他の感覚も使ったり、指示を段階に分けて順に示したりすることで注目しやすくしながら、注意を持続できることを実感し、自分に合った注意集中の方法を学び、積極的に使用できるようにする。

行動の調整に関しては、自分の行動と出来事との因果関係を図示して理解させたり、実現可能な目当ての立て方や点検表を活用した振り返りの仕方を学んだりして、自ら適切な行動を選択し調整する力を育てていく。注意や叱責では行動が改善しないことを心得ておく。

集団への参加の基礎に関しては、説明を聞きもらしたり、最後まで聞かなかつたりして、ルールを十分に理解しなかつたり、ルールを十分に理解していても、勝ちたい気持ちからルールを守ることができなかつたりする場合には、ルールを少しずつ段階的に理解できるように指導したり、ロールプレイ等により、勝った時や負けた時の適切な行動を具体的に指導したりする。

情緒の安定に関しては、行動を注意されたとき、衝動的に反発して興奮を静められなくなる場合には、自分を落ち着かせることができる場所に移動してその興奮を静めることや、いったんその場所を離れて深呼吸をする等の方法があることを教え、それらを実際に行うことができるよう指導する。また、注意や集中を持続し、安定して学習に取り組むことが難しい場合には、刺激を統制した落ち着いた環境で、必要なことに意識を向ける経験を重ね、自分に合った集中の仕方や課題への取組方を身に付け、学習に落ち着いて参加する態度を育てていく。

### ③ 注意欠陥多動性障害のある子供の教育における合理的配慮を含む必要な支援の内容

聞き逃しや見逃し、書類の紛失等が多い場合には、掲示物を精選する、近づいて目を合わせて指示する、メモ等の視覚情報を活用する等、伝達する情報を整理して提供する。

活動に持続的に取り組むことが難しく、衝動的な行動が多いので、活動時間の確保、物品管理の棚等の準備、良い面を認め合える受容的な学級の雰囲気作り等を通して、成功体験を増やすことで、大人に賞賛され、友達から認められる機会の増加に努める。

注意集中が難しいことや衝動的に行動してしまうこと、落ち着きを取り戻す場所が必要なこと等を考慮し、余分なものを覆うカーテン、危険防止柵、静かな小部屋等を整備する。

災害時の備えとして、落ち着きを失ったり、指示の途中で動いたりする傾向を踏まえた避難訓練に取り組む（項目を絞った短時間での避難指示、行動を過度に規制しない範囲で見守りやパニックの予防等）。

## 3 注意欠陥多動性障害のある子供の学びの場と提供可能な教育機能

### (1) 通常の学級における指導

注意欠陥多動性障害のある子供は、指示内容や社会的ルールは理解できても、不注意、衝動性、多動性により適切な行動をとることが難しい、という特性を有している。注意や叱責が重なり、自己評価が低下することも少なくない。努力しているところや意欲的に取り組んでいるところを把握し、肯定的な評価を意図的に行い、本人の努力や達成状況を認めていくことが大切である。

その上で合理的配慮の提供を行い、個別指導や教材・教具等の工夫を効率的に行う必要がある。

通常の学級においては、日頃から分かりやすい指示や課題提示、多様な問題解決を行う授業づくり、環境整備等に努める必要がある。必要な指導上の工夫や個に応じた手立てとして、例えば、注意の困難さに対して、余分な刺激を減らすために黒板の周囲の掲示物を減らすこと、じっとしていることが苦手な場合には、意図的に役割を与え動くことが許容される場面を設定すること、視覚情報で行動目標を示し、できているときに肯定的評価を即時に行うこと等が考えられる。

### (2) 通級による指導（注意欠陥多動性障害）

年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

（平成 25 年 10 月 4 日付 25 文科初第 756 号初等中等教育局長通知）

不注意な状態を引き起こす要因を明らかにした上で、刺激を調整し、注意力を高める指導や、情報を確認しながら理解することを通し、自分の行動を振り返ることで、自分に適した方法を理解し、身に付ける指導を行う。衝動性や多動性が見られる場合、指示内容を具体的に理解できるようにする、手順を確認する等して、集中して作業に取り組めるようにする指導や、作業や学習等の見通しをもつことで集中できるようにする指導、身近なルールを継続して守ることができるようにする指導等、感情や欲求をコントロールする自分に適した方法を理解し身に付ける指導を行う。

なお、通級による指導の内容について、各教科の内容を取り扱う場合であっても、障害による学習上又は生活上の困難の改善又は克服を目的とする指導であることに留意することが大切である。すなわち、子供の認知特性を考慮しながら、苦手なことを克服するための手段を理解したり、活用したりする指導が必要となる。

## 【参考資料】教育的ニーズを整理するための調査事項の例（注意欠陥多動性障害）

以下の資料は、注意欠陥多動性障害の子供の教育的ニーズを整理するための三つの観点を踏まえて調査票の参考例として調査事項等を示したものである。実際の調査においては、以下に加え調査事項を追加する等により活用することを意図している。

なお、詳細な事項の内容については、本編Xを参照のこと。

1 注意欠陥多動性障害のある子供の教育的ニーズについて～教育的ニーズを整理するための観点～		
① 注意欠陥多動性障害の状態等の把握		
視 点	事 項	記 録
医学的側面	障害に関する基礎的な情報の把握	
	既往・生育歴	
	幼児期の発達状況	
	不注意，衝動性，多動性の状態	
	併存している障害等の有無 服薬治療の有無	
心理学的， 教育的側面	発達の状態等に関すること	
	生活リズムの形成	
	基本的な生活習慣の形成	
	遊びの状況	
	社会性	
	本人の障害の状態等に関すること	
	学習意欲や学習に対する取組の姿勢 や態度，習慣	
	感覚や認知の特性	
	社会性	
	身体の動き	
	学習の状況	
	自己理解の状況	
	諸検査等の実施	
	行動観察	
	留意点を踏まえた結果	
認定こども園・幼稚園・保育所，児童 発達支援施設等からの情報の把握		
学校での集団生活に向けた情報		
成長過程		
② 注意欠陥多動性障害のある子供に対する特別な指導内容		
	注意集中の持続に関すること	
	行動の調整に関すること	
	生活のリズムや生活習慣の形成に関すること	
	姿勢保持の基本的技能に関すること	
	作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること	
	集団への参加の基礎に関すること	
	行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること	
	言語の受容と表出に関すること	
	障害の特性の理解に関すること	
	情緒の安定に関すること	

③ 注意欠陥多動性障害のある子供の教育における合理的配慮を含む必要な支援の内容		
ア 教育内容・方法	(ア) 教育内容	
	a 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮	
	b 学習内容の変更・調整	
	(イ) 教育方法	
	a 情報・コミュニケーション及び教材の配慮	
	b 学習機会や体験の確保	
イ 支援体制	c 心理面・健康面の配慮	
	(ア) 専門性のある指導体制の整備	
	(イ) 子供、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮	
ウ 施設・設備	(ウ) 災害等の支援体制の整備	
	(ア) 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設、設備の配慮	
	(イ) 災害時等への対応に必要な施設設備の配慮	

2 学びの場について		
設置者の受け入れ体制	小・中学校等の状況	
本人・保護者の希望	希望する学びの場	
	希望する通学方法	

3 その他		
併せ有する他の障害の有無と障害種		